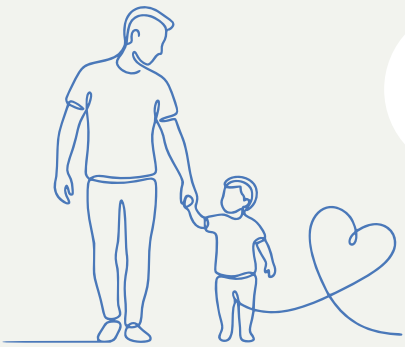


実施しています

親子交流支援事業



離婚により離れて暮らす親と、大阪市内に住所を有する子が、
定期的に交流できるよう面会時の付き添いなどをサポートする
親子交流支援事業を実施しています。

利用料は原則として１年間に限り無料です。
※一部有料となる場合があります。



詳しくは裏面をご覧ください。

☆お問い合わせ・お申し込み

公益社団法人 大阪市ひとり親家庭福祉連合会
〒531-0071　大阪市北区中津1－4－10（大阪市立愛光会館内）

TEL 06-6371-7146



お申込みにあたり

01　本事業の対象となる方

- ☐ 支援の対象となる子どもが大阪市内に住所を有していること
- ☐ 親子交流支援計画書作成時点において、子どもの年齢が概ね１８歳未満であること
- ☐ 親子交流の取り決めを行っている者で、本事業の支援を受けることについて父母間の合意があること
- ☐ 子どもの連れ去り、配偶者暴力、子どもへの虐待などの恐れがないこと
- ☐ 過去に他機関が実施する親子交流支援を利用したことがないこと

02　提出していただく書類

- ☐ 親子交流支援事業申込書（父母双方必要）
- ☐ 父母の住所、氏名を証明する書類
  ⇒免許証両面の写し、マイナンバーカード表面の写し、健康保険資格確認書両面の写し等
- ☐ 親子交流に係る合意書面
  ⇒裁判所の調停調書や審判書、判決書等の写し等
- ☐ 子どもの住所氏名年齢確認書類
  ⇒ひとり親家庭等医療費医療証写し、
  健康保険資格確認書両面の写し等

1.お問い合わせ
お申込み

2.資格確認

3.事前面談
支援実施の決定

4.親子交流実施

